

第13回 教育を受ける権利と教科書問題

2005.8.9 憲法を学ぶ会
奥野恒久（室蘭工業大学）

1、教科書検定制度

戦後日本の教科書検定制度

- ・学校教育法21条により、小・中・高校では、文部科学大臣の検定を経た教科書の使用が義務づけられている
- ・教科書検定から採択への流れ：民間の出版社が教科書を執筆 見本を文部科学省に提出 教科書用図書検定調査審議会が教科用図書検定基準に基づいて内容審査 審議会の提言に沿って文部科学大臣が不適切なところの再検討を指示 出版社による修正がなされ、審議会が十分修正がなされたと判断すれば、適正と答申 文科大臣が合否を決定（認可）
認可された教科書が市町村・地域にて陳列され、国民の閲覧に付される 使用する教科書の最終決定は、公立学校では地元の教育委員会／私立学校では各学校

室蘭での教科書採択の動き

- ・「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」により、都道府県教育委員会は教科用図書選定審議会（選定審議会）（20人以内）を設置し、その選定審議会の意見を聞いて教科書採択の指導・助言・援助を行う
- ・選定審議会「調査の観点」を作成

6月初 学識経験者50人程度からなる調査委員が調査研究

選定委員会による「答申」案の議論と決定

答申を作成（教科書に優劣はつけない）

8月8日 「憲法を守る室蘭地域ネット」より申し入れ

8月20日 答申をもとに教育委員会（教育長+4人の教育委員）にて決定

展示会でのアンケートや各種の申し入れは、教育委員に紹介されている委員長（専門学校校長）
委員（銀行員・PTA） 委員（自営業） 医者（医者）

2、教科書検定制度の憲法問題

教科書検定は、憲法違反では？

憲法21条2項「検閲は、これをしてはならない」

- ・検閲とは？ - 「公権力が外に発表されるべき思想の内容をあらかじめ審査し、不適当とみとめるときは、その発表を禁止すること」（宮沢俊義）／「公権力が主体となって、世の中に広く行きわたる前に、表現内容を審査し、不適当と認めるときは当該表現行為を禁止する（ただし禁止措置は必須要件でない）こと」（最近の学説、たとえば浦部法穂）／「行政権が主体となって、思想内容等の表現物を対象とし、その全部又は一部の発表の禁止を目的として、対象とされる一定の表現物につき網羅的一般的に、発表前にその内容を審査した上、不適当と認めるものの発表を禁止すること」（税関検閲事件最高判1984.12.12）
- ・税関検閲事件最高裁判決：税関による輸入書籍等の検査は、関税の確定・徴収を目的として検査しているのであって、思想内容等の規制を「目的」としているのではない／検査も税関本来の目的に付随して行われているだけで、「網羅的」な審査ではない
- ・教科書検定をめぐる最高裁判決：教科書検定は「思想内容等」の「網羅的一般的」審査／すでに出版されて市場にある図書でも検定申請の対象となるから、「思想内容等の発表に対する事前審査を必

須の要素とするものでない／検定に不合格となつても一般図書として出版することは自由であるから「不適当と認める図書の発表を禁止することを目的とするものではない」 教科書検定は検閲にあたらない（最判1993.3.16）

「『検定』から『認定』へ」との渋谷秀樹提言

- ・学習権保障の観点から、教育の機会均等の確保、教育水準の維持向上、適切な教育内容の保障のため、なんらかの介入は必要
- ・検定 - 政府が「お墨付き」を与える
- ・認定 - 教育内容を政府機関年属しない教育専門家が、最終的に子どもの発達段階に対応したアウトライนを決める／一定の水準を満たすことを確認する制度とし自由な出版・使用に道を開く偏狭なナショナリズムを鼓舞するものは、憲法の中心である、多様な価値観の醸成と、国際主義の精神に反するため避けられる

次のような記述のある教科書は認められるべきか？

- a、「国際社会には今でもさまざまな問題があり、軍事力もときとしては必要といえるでしょう」
- b、「戦争の悲惨な歴史の教訓として、私たちはどんなことがあっても、戦争をしてはいけないのです」

【設問】県立高校の社会科教員Xは、担当科目の授業で所定の教科書を使用せず、また、文部科学大臣の定める「学習指導要領」所定の各科目の目標および内容から逸脱した授業を行ったとの理由で、Y（県の教育委員会）から懲戒免職処分を受けた。Xはどのような主張を行うべきであろうか。（伝習館高校事件を素材に）

3、学問の自由

憲法23条：「学問の自由は、これを保障する」

学問の自由の意義…真理の探究を目的とする学問にとって、既存の価値観や権威への批判的吟味は不可欠／学問がしばしば支配権力から干渉や弾圧を受け、それに対する教授会の抵抗 学問が国家権力から独立して自由になされることを要請

学問研究の自由、研究成果の発表と教授の自由、大学の自治

“教育の自由は、初等中等教育機関の教師には及ばないのか？”

- a、大学における教授の自由に限定されるべき 大学という教育研究機関の強い自律性
- b、初等中等教育機関の教師にも及ぶ 専門職（一般人）の自由
- c、学問の自由からではなく、他の憲法上の権利から導かれるとする

東大ポポロ事件…学生が、学内で上演されている演劇の観客の中に私服警官を発見し、追及し暴行を加えた刑事事件

- ・1審（東京地裁1954.5.11）、控訴審（東京高裁1956.5.8）：当該集会は大学における学問の自由と自治の一環であるから警察の情報内定活動はその侵害。無罪
- ・最高裁（最大判1963.5.22）：学問の自由とは、学問研究の自由とその研究発表の自由であり、その効果として学生も学問の自由と施設の利用が認められる。大学の自治とは教授・研究者の人事において。実社会の政治的・社会的活動に当たる行為をする場合には、大学の有する特別の学問の自由と自治は享有しない 破棄差戻

- ・狙罪の予防・鎮圧に備えて情報を収集・調査する警備公安活動は、自由な学問研究を阻害する おそれがきわめて大きいという点を軽視
- ・集会の性格が学問的か政治的かについての判断を大学とは別に警察が行うことの問題性を不問

4、教育を受ける権利

憲法26条：「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する」

すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

教育とは

- ・個人にとって、人格を形成し確立させていくために必要不可欠な営み
- ・社会が十分に機能し円滑に世代交代していくためにも欠かせない営み

「教育を受ける権利」理解の推移：経済的権利説から学習権説へ

- a、経済的権利説…国家に経済的側面での条件整備を要求できる権利
 - b、学習権説…すべての国民は生まれながらにして教育を受け学習して人間として成長・発達する権利（学習権）をもつ。この学習権を充足するよう、教育条件の整備を国家に要求できる権利
- = 「（憲法26条の）背後には、国民各自が、一個の個人として、また、一市民として、成長、発達し、自己の人格を完成、実現するために必要な学習をする固有の権利を有すること、特に、みずから学習することのできない子どもは、その学習要求を充足するために教育を自己に施すことを大人一般に対して要求する権利を有するとの観念が存在していると考えられる」（旭川学力テスト事件最大判1976.5.21）

教育をめぐる子ども・保護者・教師・政府の関係（渋谷整理）

- ・保護者のもつ子ども「教育する義務」（26条）
- 同時に保護者は、宗教教育など自分の教育方針にしたがって教育を施す権利（教育権）も
- ・子ども（国民）は、政府に対して教育制度の整備・維持と適切な教育を要求する権利
- ・教師は、法的には教室での学習状況に臨機応変に対応していく裁量権を与えられた国家機関

5、日本国憲法と教育

教育権の所在論争

- a、「国家の教育権」説…教育内容について国が関与・決定する権利を有する。
- b、「国民の教育権」説…子どもの教育について責任を負うのは、親およびその付託を受けた教師を中心とする国民全体で、国は教育の条件整備の任務を負うにとどまる=第二次家永訴訟（東京高裁1970.7.17杉本判決）

旭川学力テスト事件（最大判）…国家教育権説も国民教育権説も「極端かつ一方的」であると否定し、教師に一定の範囲の教育の自由の保障があることを肯定する。しかし、その自由を完全に認めることは、児童生徒には教育内容を批判する能力がなく、教師に強い影響力があること、子どもの側に学校・教師を選択する余地が乏しいこと、全国的に一定の水準を確保すべき要請が強いことなどから、許されないとして、結局教育内容について国が「必要かつ相当と認められる範囲において」決定するという、広範な国の介入を肯定

「教育内容に対する…国家的介入についてはできるだけ抑制的であることが要請されるし、…例えば、誤った知識や一方的な観念を子どもに植えつけるような内容の教育を施すことを強制するようなことは、憲法26条、13条の規定からも許されない」

「教育を受ける権利」に対応した義務

- ・憲法上「教育を行う権利（権限）」は、国家にも教師にも保護者にもない。あるのは、国民（子ども）の「教育を受ける権利」（学習権）
- ・国家、教師、保護者の役割は、「教育を受ける権利」（学習権）に対応する義務を誰がもつのが適切

か、という問題

教育における国への要請事項と禁止事項

- ・子どもの発達要求に応える条件整備や柔軟なアウトラインの作成（要請事項）
- ・教育によって、特定の生き々など価値観の形成の誘導（禁止事項）

【参考文献】

- ・渋谷秀樹『憲法への招待』(岩波新書、2001) P.131～140
- ・奥野恒久「国立大学法人化のなかの大学の自治」、澤野義一ほか編『総批判改憲論』(法律文化社、2005) P.179～183
- ・浦部法穂『全訂憲法学教室』(日本評論社、2000) P.149～152、P.186～197